

(税経 21) (地 415)

令和 2 年 11 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本吉郎

(公印省略)

「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」
について (情報提供)」について

厚生労働省の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助の対象となる経費につきまして、今般、本会から厚生労働省へ、その明確化を図るよう申し入れを行いました。

その結果、同省が事務連絡やパンフレットで公表している例示に加え、別添「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について (情報提供)」に掲げるような、日常診療業務にもともとかかっている費用も含め幅広く対象となり得ることが明確になりましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、本件についてご了知いただくとともに、管下の郡市区医師会ならびに会員各位への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

さらに、本件については、都道府県の審査において対象経費を狭く限定する等の異なる運用がすでに行われていることも想定されます。本会から厚生労働省に対して申し入れを行っているところですが、貴職におかれましても都道府県に働きかけていただく等のご対応をお願い申し上げます。

厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」
について(情報提供)

令和2年11月27日
公益社団法人 日本医師会

厚生労働省の令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、今般、本会から同省への申し入れにより、次葉に例示する経費も対象となりうる事が明確になりましたので、ご案内申し上げます。

～感染防止対策に取り組む保険医療機関の皆様へ～

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」は、あらゆる保険医療機関にとって利用しやすい補助金です。

ぜひ、お早めに申請をご検討ください。

- 補助の対象となる費用は、感染対策に要する費用だけでなく、日常診療業務にかかる費用も幅広く対象になりえます。
- 補助上限額を満額受け取っていただけるよう、対象となる可能性のある費用は幅広く漏れのないよう申請してください。
- 補助上限額：無床診療所 100万円、有床診療所 200万円、
病院 200万円+5万円×病床数、他

※救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられません。救急・周産期・小児医療機関に対する支援金においても対象経費の取り扱いは同様です。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの） ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 換気のための軽微な改修（修繕費） ・ 水道光熱費、燃料費
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話料、インターネット接続等の通信費 ・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 ・ 休業補償保険の保険料 ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの ・ 日常診療に要する検査外注費 ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 ・ 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の診療スペースに係る家賃 ・ 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料
<p>（注意）対象となりうる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。</p>	

補助対象とならない経費の例

- ・ 従前から勤務している者の人件費
- ・ 通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・ 日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 開業医等の所得補償保険の保険料
- ・ 工事費（修繕費とならないもの）
- ・ 支払利息
- ・ 減価償却費

※以上の取り扱いについては厚生労働省医政局に確認を得ております。

感染防止対策に取り組む保険医療機関の皆様へ

厚生労働省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下、本補助金）の補助の対象となる経費につきまして、今般、日本医師会から厚生労働省へ、その明確化を図るよう申し入れを行いました。

その結果、同省が事務連絡やパンフレットで公表している例示に加え、前掲の経費の例のような、日常診療業務にもともとかかっている費用も含め幅広く対象となり得ることが明確になりました。

これにより、感染防止対策の取り組みを行っているほとんどの保険医療機関は、上限額（上限額は、無床診療所 100 万円、有床診療所 200 万円、病院 200 万円+5 万円×病床数、など）の補助を受けることができるものと考えられます。

そのためにも、対象となる可能性のある費用について幅広い科目で漏れのないよう申請をお願いします。

なお、受け取った補助金は税務上の収入となり、補助の対象となった経費は税務上の経費となります。補助金の手続き上、領収証等を提出することが求められますが、コピーを提出し、原本は必ず保存してください。

医療機関においては、ぜひとも積極的に、できるだけ早期に、本補助金を活用し、診療体制の維持に全力を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

ただし、救急・周産期・小児医療機関に対する支援金¹と重複して補助は受けられません。救急・周産期・小児医療機関に対する支援金においても対象経費の取り扱いとは本補助金と同様です。

¹ 救急・周産期・小児医療機関に対する支援金

・令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
・令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

補助の対象機関

- ・新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入等

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金

検索

➔https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局
新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 0120-786-577※（受付時間は平日9:30～18:00） ※8月3日（月）より変更となります。



補助を受けるための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う**病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所**が、補助の対象機関となります。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ **感染拡大防止対策に要する費用**に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための**診療体制確保等に要する費用**について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済み費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る場合は、その上回る額を返還していただくこととなります。

③ 申請書等を作成します。

○ 次ページを参照して、**所定の様式により、申請書及び事業計画書を作成**します。

○ **申請は1回のみ**となります。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

○ ③で作成した申請書及び事業計画書について、各都道府県の**国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出**します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の**国保連から補助金が振り込まれます**。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行います。

○ 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、又は実績報告の期限（令和3年4月中旬ごろ）が到来した際、**都道府県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。

○ 実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算**を行います。

※ 実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります。

※ 一部の都道府県では、実績報告の期限が別に定められる場合があります。

申請書及び事業計画書の入手・提出方法

申請書及び事業計画書の入手方法

- 申請時に必要な書類は、申請書及び事業計画書となります。
- 以下の**厚生労働省ホームページ**、**各都道府県ホームページ**等において、**ダウンロード**できます。

[厚生労働省ホームページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

「申請書」

令和2年8月1日

東京都知事 殿

東京都中央区日本橋〇-〇-〇
医療法人社団〇〇〇 △△△病院
病院長 〇〇〇〇

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援）の交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 申請額 金17,000,000円
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援）に関する事業実施計画書

「事業計画書」

様式2-1（「様式2-2」は、紙申請であり、どちらか一方を提出） オンライン請求システム・WEB受付申請システム・電子媒体(CD-R) 申請用

事業計画書_医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

申請日	令和2年7月31日
施設概要	
施設コードを有さない施設は「999999999」を入力してください	
医療機関等コード(10桁)	施設名称 医療法人社団〇〇〇 △△△病院
管理責任者名 院長名	管理責任者氏名 〇〇〇〇
連絡先 担当部署	担当責任者氏名 〇〇〇〇
連絡先電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇	連絡先メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇.〇〇
所在地 郵便番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇	都道府県 東京都
	市区町村以降 中央区日本橋〇-〇-〇
施設類型(プログラムコード)	病院(医科) 新設病床数(床数の総数) 300
	a.補助上乗額(円) 17,000,000
施設類型及び許可病床数に間違いがない	はい
国保連合会に登録されている口座は虚偽記載されていない	はい
国保連合会による当該口座の債権譲渡に関する確認結果が都道府県に共有されることに同意する	はい
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	はい

※なお、本事業実施のために新たに入手・共有された情報は本事業のみに限り、その他の目的で使用されることはありません。

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための施設・周産期・小児医療体制確保事業との重複について

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための施設・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金の申請をし、おらず、申請する予定もない

はい

科目	支出予定額(円)	収入予定額(円)
賃金・報酬	2,000,000	
謝金	400,000	
会費等	500,000	
旅費	135,500	
雑費	4,500,000	
治療費	1,500,000	
薬剤料	1,500,000	
使用料及び賃借料	3,000,000	
商品購入費	4,000,000	
b.合計支出予定額	17,535,500	
収入 c.上記支出に対する補助金以外の寄付金・その他の収入		0
d.合計支出予定額-収入予定額 (円) (b-c)		17,535,500
補助金交付申請額(円) (aとdのいずれか少ない額)		17,000,000

上記、「資金・報酬」に従前から動員している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は、本事業の経費から除外して、記載しない

はい

申請書及び事業計画書の提出方法

- 申請書及び事業計画書について、原則として、各都道府県の**国保連の「オンライン請求システム」**（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出します。
- オンライン請求システム未導入の医療機関等**は、原則として**専用の「WEB申請受付システム」**からの申請とし、**ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により国保連に郵送**します（電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送）。

※ 一部の都道府県では、補助金の申請・交付窓口が国保連以外となる場合があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

提出にあたっての留意事項（提出先が国保連の場合）

- 申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、**毎月15日から月末までの間**となります。
- 電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」とし、通常の診療報酬請求には同封せず**に**単独で送付**してください。その際、**封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と朱書き**するなどしてください。
- 電子媒体(CD等)による申請の場合は、**診療報酬請求と混同しないよう、申請書と同じ媒体に格納しないでください**。また、郵送する際には、**媒体表面に分かりやすく申請の概要(※)を油性マジック等で明記**してください。

※ 申請の概要として、以下の項目を明記してください。

- タイトルに「医療・感染拡大防止等支援事業」と記載。
- 「医療機関等コード」と「医療機関等名」を記載。

Q&A

Q1 どのような費用が対象となりますか。

A1 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

Q2 いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

Q3 どのような機関が補助の対象となりますか。

A3 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所を対象としています。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

Q4 新型コロナ患者の受入れ対応などをしていなくても、対象となりますか。

A4 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。

Q5 病院の場合、補助上限額が「200万円+5万円×病床数」となっていますが、病床数に制限はありますか。一般病床以外の病床も対象ですか。

A5 病床数の制限はありません。一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。

なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は、「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。